

登園・登校許可願

(インフルエンザ用)

認定こども園 倉吉愛児園 園長・学校長様

園児・児童生徒氏名： _____

____年 組 () 歳 生年月日： ____年 ____月 ____日

病名： _____

①発熱期間： ____月 ____日～ ____月 ____日

③インフルエンザと診断された日： ____月 ____日

(検査した場合： A型・ B型・ 不明)

上記病名にて ____年 ____月 ____日より 医療機関 _____

において治療を受けていましたが、病状が回復し、 ____年 ____月 ____日

より登園・登校いたします。

記入日： ____年 ____月 ____日

保護者氏名： _____ (印)

※氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において署名は必ず本人が自署するものとする。

参考資料

●インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

平成24年度より出席停止基準が変更され、インフルエンザの場合は「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」と変更されました。

これにより、「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過」の両方を満たす期間、登園・登校する事ができません。処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウィルスはまだ感染者の体内にあり、どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後5日は登園・登校が出席停止となります。

熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます。

(下表の例4、例5参照)

医療機関受診時に、医師に発症日の相談、確認をして下さい。

下表に従い登校可能となりますが、登校可能時に体調良好な場合は医師の許可は不要です。

★ インフルエンザ出席停止期間早見表

	発症日	発 症 後								
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1 発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目				
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席可能			
例2 発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目				
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席可能			
例3 発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目				
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席可能			
例4 発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席可能		
例5 発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席可能	

★保育園・幼稚園・こども園児の場合は、インフルエンザ発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日が経過していることが必要です。